

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第7号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号ア中「配偶者」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子及び配偶者」に、「子を含む。」を「子を含む。以下この号において同じ。」に、「第4条第1項15号」を「第4条第1項第15号」に、「第12条」を「第22条」に改め、同条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定は平成29年4月1日から適用する。